

件名	その他必要な事項（救急車等緊急車両の入構）
通報日	2019年 1月22日
概要	<p><u>（1月22日）</u></p> <p>〈第一報〉 7号機屋外南側エリアにおいて、安全対策工事に従事していた協力企業作業員が、作業中に右手の指を負傷したため、8時54分に救急車を要請し、病院へ搬送しました。本人に意識はあります。</p> <p>〈第二報〉（第一報より追加、補足事項） 被災者は、現場の鉄筋加工場にて鉄筋の曲げ加工を実施していたところ、加工機と鉄筋との間に指をはさみ、右手の指3本（人差指、中指、薬指）を切断しています。なお、作業用手袋は着用していました。公表区分Ⅲとして公表します。</p> <p>〈プレス公表〉 <a href="http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2018/31012201p.pdf">http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/press/pdf/2018/31012201p.pdf</a></p> <p><u>（1月23日）</u></p> <p>〈第三報〉（第二報より追加、補足事項） 搬送先の病院での診察の結果、「右示指不全切断、右中指切断、右環指切断」と診断されました。切断した指の再接着はできず、それぞれの指について断端形成手術を行っています。本人は入院しており、約1ヶ月間の加療を要する見込みです。なお、公表区分Ⅲとして事象発生当日（1月22日）に公表済みです。</p>